

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

議案第26号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

健全な国保財政運営の維持を目的として、国保税基礎課税額における所得割額、均等割額及び平等割額を、また、後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額についても同様に引上げを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 所得割額の引上げ

基礎課税額(医療分) : (改正前)100分の5.8⇒(改正後)100分の6.8
後期高齢者支援金等課税額 : (改正前)100分の2.2⇒(改正後)100分の2.6
介護納付金課税額 : (改正前)100分の1.9⇒(改正後)100分の2.2

2 被保険者均等割額の増額

基礎課税額(医療分) : (改正前)2万1,000円⇒(改正後)2万5,800円
後期高齢者支援金等課税額 : (改正前)7,600円⇒(改正後)1万300円
介護納付金課税額 : (改正前)9,000円⇒(改正後)1万900円

3 被保険者平等割額の増額

基礎課税額(医療分) : (改正前)1万5,000円⇒(改正後)1万9,600円
後期高齢者支援金等課税額 : (改正前)6,600円⇒(改正後)7,600円
介護納付金課税額 : (改正前)4,900円⇒(改正後)5,600円

(施行期日 : 令和7年4月1日)

背景・経過

令和7年1月に県が示した、桐生市が県に納める令和7年度国保事業費納付金総額は約28億8千万円で、現行の国保税率を据え置いた場合には、令和7年度国保特別会計予算ベースで約6億1千万円の不足が生じ、税収によっては令和7年度内にも基金が枯渇する状況となりました。

本市の国保の現行税率は、平成30年度の国保都道府県化以降、被保険者の負担軽減のため、保有する基金を活用し、標準保険料率より低い水準に据え置いてきましたが、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の全ての項目において、市町村ごとの保険料率の標準的な水

準である市町村標準保険料率との乖離が大きいことから、保有する基金の活用額を抑制し、令和８年度以降も可能な限り標準保険料率より低い税率の設定を可能なものとするため、現行税率の見直しを行おうとするものです。